

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20171011 貿局第1号
平成29年10月11日

文部科学省 大臣官房長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器や通常兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

外為法におきましては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けずに行うことができるものとする一方、海外からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転、海外出張等に際しての技術の提供、計測機器や試料等の貨物や技術資料の海外への持ち出し等の際には、経済産業大臣の許可が必要な場合があります。これらが許可を得ずに不適切に懸念先に輸出・提供された場合には、我が国の安全保障への影響のみならず国際的な問題となり得る場合もあると認識しております。

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が拡大する中、大学や研究機関（以下「大学等」という。）においても、国際的な人的交流や外国との共同

研究等の国際化の加速に伴い、外為法で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術をより一層厳格に管理していく必要があります。

当省では、先端的な研究開発を行う大学等における実効的な安全保障貿易管理が必要であるとの認識の下、文部科学省とも協力し、全国の大学等向けに安全保障貿易管理に関する説明会を実施してまいりました。また、本年度は、大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用支援を目的として、アドバイザー派遣事業を開始しております。

更に、外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学等が実施すべきことを取りまとめ、法令遵守のための効果的な体制整備と機微な技術情報の管理水準の向上を促進する目的で、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を策定しております。本ガイダンスは、平成 20 年に策定、平成 22 年に改訂してまいりましたが、今般、本年度の外為法の一部改正も踏まえ、また、内容の抜本的な拡充を図るため、第三版として改訂を行いました（平成 29 年 10 月 2 日公表）。

このため、貴省におかれましては、引き続き、所管の大学等に対し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供が不適切に行われることがないよう、管理を的確に行うよう指導いただくとともに、本ガイダンスの周知方お願いいたします。

（参考資料）

参考資料 1 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」

参考資料 2 大学向けアドバイザー派遣事業周知紙